

# 文教委員会資料

## 請願の審査

### 請願第20号 子どもたちの安心安全な教育環境の整備に係る意見書採択の要請に関する請願

- 資料1** 義務教育費国庫負担制度について
  - 資料2** 文部科学省「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備（義務教育費国庫負担金）」（令和7年度概算要求資料）
  - 資料3** 義務標準法における学級数及び児童生徒数に応じた定数について
  - 資料4** 「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に関する取組について
  - 資料5** その他の主なスタッフについて
  - 資料6** 学校施設・設備の営修繕について
  - 資料7** 学校施設長期保全計画《概要版》（平成26年3月）
  - 資料8** 学校施設環境改善交付金について
  - 資料9** 文部科学省「公立学校施設の整備」（令和7年度概算要求資料）
  - 資料10** 「令和7年度 国の予算編成に対する要請書（文部科学省）」（令和6年6月）
  - 資料11** 指定都市「令和7年度 国の施策及び予算に関する提案」（令和6年7月）
  - 資料12** 請願に対する本市の考え方について
- 
- 参考資料** 指定都市教育委員会協議会「要望書」（令和6年7月）

**令和6年10月8日**  
**教育委員会事務局**

### 制度の基本的役割

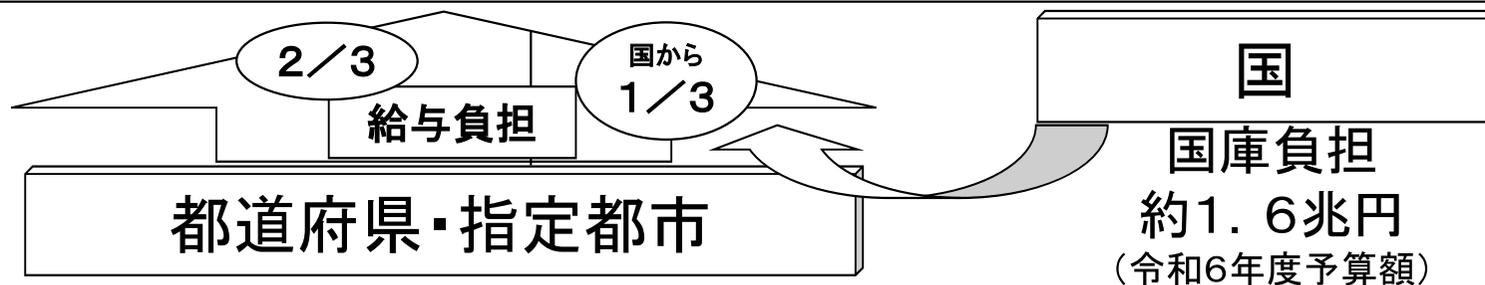
○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

### 制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。(平成18年度1/2→1/3)

#### 公立義務教育諸学校の教職員の給与費(総額約4.7兆円)

(約69.7万人 小学校41.2万人、中学校23.3万人、特別支援学校5.1万人)



### 国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3

(※標準法定数(基礎定数+加配定数))

# 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備 （義務教育費国庫負担金）

令和7年度要求・要望額 1兆5,807億円  
（前年度予算額 1兆5,627億円）

文部科学省

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力向上、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

- ・教職員定数の改善 + 170億円（+ 7,653人）
- ・教職員定数の自然減等 ▲192億円（▲8,703人）
- ・定年引上げに伴う特例定員の減等 ▲29億円
- ・教師の処遇改善 + 232億円
- 計 対前年度 180億円

## 学校の指導・運営体制の充実 + 7,653人

- **小学校における教科担任制の拡充 + 2,160人**
  - ・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、令和4年度から推進してきた高学年に加え、中学年についても教科担任制を推進（※）  
+ 1,750人
  - ・新規採用教師の持ち授業時数軽減のため、教科担任制を推進（※）  
+ 410人
- **生徒指導担当教師の全中学校への配置（※） + 1,380人**
  - ・急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援  
（※）4年間で計画的に改善
- **多様化・複雑化する課題への対応 + 476人**
  - ・特別支援学校のセンター的機能の強化
  - ・貧困や離島・過疎地域など個々の学校が抱える課題への対応
  - ・チーム学校のための体制強化（主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善）
- **35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増 + 3,637人**
  - ・小学校における35人学級の推進（第6学年分） + 3,086人  
※35人学級等の効果検証に必要な実証研究は令和4年度より実施しており、令和7年度中に取りまとめ予定。  
（学級編制の標準の引下げに係る計画）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化（9/10年目） + 551人

（参考）被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【452人】を別途要求（11億円）【復興特別会計】

## 教師の処遇改善 + 232億円

- **教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善**
    - ・教職調整額の改善  
学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力向上し、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分を超える水準となるよう教職調整額の水準を4%から13%に改善。  
（教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善。）
  - **職務や勤務の状況に応じた処遇改善**
    - ・各種手当の改善  
学級担任や管理職の職務の重要性や負荷を踏まえ、処遇の改善を図る。
      - 学級担任への加算：月額3,000円 ※義務教育等教員特別手当に加算
      - 管理職手当の改善：支給水準の改善（月額5,000円～10,000円の増）
- 等  
※都道府県等における給与条例の改正等に一定の期間を要することから令和8年1月から3月までの3か月分を計上。

- ・新たな職の創設（R8.4～を予定）  
学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。  
※教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする（月額6,000円程度）。

（担当：初等中等教育局財務課）

## 義務標準法における学級数及び児童生徒数に応じた定数について

## 1 養護教諭の定数

義務標準法※ 第8条

3学級以上の小学校及び中学校の合計数	×	1
児童の数が851人以上の小学校 生徒の数が801人以上の中学校	}	の合計数 × 1

## 2 栄養教諭及び学校栄養職員の定数

義務標準法 第8条の2

学校給食 単独実施校	児童又は生徒の数が		
	550人以上の学校数	×	1
	549人以下の学校数	×	1/4
共同調理場	児童及び生徒の数が		
	1,500人以下	×	1
	1,501人～6,000人	×	2
	6,001人以上	×	3

## 3 学校事務職員の定数

義務標準法 第9条

4学級以上の小学校及び中学校の合計数	×	1
3学級の小学校及び中学校の合計数	×	3/4
27学級以上の小学校 21学級以上の中学校	}	の合計数 × 1

※義務標準法…公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）

視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保

学校全体で対応を行うことで教育効果を高めつつ効率化も図ることができるよう、学校の組織力を充実させていく取組や、専門的な知見を持ち児童生徒に効果的な指導・助言が行える専門スタッフの効果的な配置などの人員体制の確保を進めていきます。

2-1 教育課題に対応した教職員配置の工夫 【拡充】



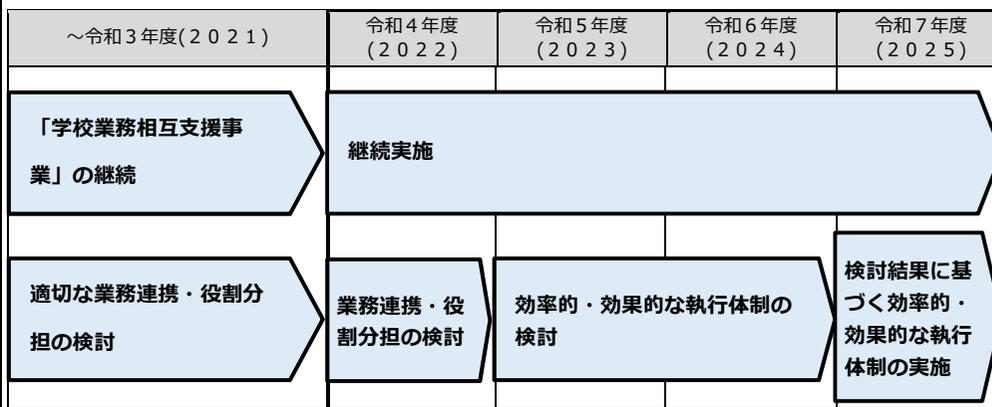
《令和5年度の取組》

- ・学習が高度化する小学校高学年において、新たに小学校24校に教科担任制推進担当教員（英語専科担当教員を含む。）を配置しました。
- ・小学校における教員の持ちコマ数軽減による負担軽減のため、各学校の実情に応じて、少人数指導やチーム・ティーチング、少人数学級に活用している指導方法工夫改善担当教員から専科指導担当教員への更なる振替を実施しました。

《令和6年度の取組予定》

- ・教科担任制推進担当教員の配置を更に推進します。
- なお、引き続き、教員不足解消や教員の負担軽減に向けた取組を推進します。

2-2 学校事務職員の能力活用 【拡充】



《令和5年度の取組》

- ・学校事務業務の担当状況調査を実施したほか、共同学校事務室等に関する先行事例の研究のため他都市視察を実施しました。

《令和6年度の取組予定》

- ・学校業務相互支援事業における研修体制を継続していきます。
- ・現在の執行体制における課題を明確化し、効率的・効果的な執行体制について検討を行います。

### 2-3 教職員事務支援員等の効果的な配置 【継続】

～令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)
小学校・中学校全校に 教職員事務支援員又は 障害者就業員を配置	継続実施			
	学校の実情に応じた効果的な配置の検討			

《令和5年度の取組》

- ・学校の実情に応じた効果的な配置を検討しました。

《令和6年度の取組予定》

- ・中学校における勤務時間数を1日当たり2時間増やします。
- ・学校の実情に応じた効果的な配置方法や支援業務の内容について、引き続き検討します。

### 2-4 部活動指導員の配置拡充 【拡充】

～令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)
中学校51校に1名配置	効果検証結果を踏まえ、配置拡充			
	55名	66名	81名	104名

《令和5年度の取組》

- ・部活動指導員62名を配置（うち、13名は複数配置）しました。

《令和6年度の取組予定》

- ・部活動指導員81名を配置（うち、26名は複数配置）します。

## 2-5 専門スタッフの効果的な配置の継続 【拡充】

～令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)
学校司書	70名	92名	全小学校	
学校巡回スクールカウンセラー	15名に拡充、月2回程度定期派遣開始			
	小学校	特別支援学校		
スクールカウンセラー	中学校・高等学校拡充(年間42回)			
スクールソーシャルワーカー	11名	12名	13名	14名
ALT、理科支援員、総括学校司書	継続配置			

### ■ 主な専門スタッフの配置状況

名称	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
外国語指導助手(ALT)	小・中学校8名 高等学校5名	小・中学校9名 高等学校5名	小・中学校10名 高等学校6名	継続配置		
理科支援員	全小学校に配置	継続配置				
学校司書	総括学校司書21名 学校司書28名	総括学校司書21名 学校司書35名	総括学校司書21名 学校司書42名	総括学校司書21名 学校司書56名	総括学校司書21名 学校司書70名	総括学校司書18名 学校司書92名
学校巡回スクールカウンセラー	7名(要請のあった小学校を巡回)	継続			15名に増員し、小学校へ月2回程度定期派遣	小学校及び特別支援学校へ月2回程度定期派遣
スクールカウンセラー	全中学校に配置	継続配置		全中学校(年間40回)全高等学校に配置	全中学校・高等学校に配置拡充(年間42回)	継続配置
スクールソーシャルワーカー	各区の教育担当に配置(8名)	継続配置			11名配置	12名配置

### 《令和5年度の取組》

- ・学校司書については、配置の継続又は拡充を行い、効果的な配置を継続しました。
- ・総括学校司書については、年度途中の退職があり、欠員分補充の追加選考を行いました。定員(21名)を下回りました。
- ・配置の継続又は拡充を行い、効果的な配置を継続しました。学校巡回スクールカウンセラーについては、小学校に加えて新たに特別支援学校にも月2回程度派遣しました。
- ・スクールソーシャルワーカーについては1名増員し、12名配置しました。

### 《令和6年度の取組予定》

- ・(ALT、理科支援員)配置の継続を行い、効果的な配置を継続していきます。
- ・学校司書については、配置の継続又は拡充を行い、効果的な配置を継続していきます。
- ・総括学校司書については、欠員分の補充を引き続き行い、効果的な配置を継続していきます。
- ・スクールソーシャルワーカーについては1名増員し、13名配置します。

## 2-6 学校法律相談弁護士の配置 【継続】

～令和3年度(2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
学校法律相談弁護士の 配置	継続実施			

### 【相談件数実績】

(令和元(2019)年度) 117件      (令和2(2020)年度) 139件  
 (令和3(2021)年度) 164件      (令和4(2022)年度) 160件  
 (令和5(2023)年度) 137件

### 《令和5年度の取組》

・いじめ事案及び学校事故事案についての研修など、教育職員を対象とした研修を実施しました。

### 《令和6年度の取組予定》

- ・引き続き、弁護士の任用を継続していきます。
- ・学校側の希望に応じ、各学校への訪問やオンライン相談を実施します。

## その他の主なスタッフについて

職の名称	業務内容	配置方法	令和6年度の取組 (令和6年9月時点)
教育活動 サポーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の学力向上を目指し「分かる授業、個に応じた指導」を実現するため、学習活動や教育相談に対する支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有償ボランティア</li> <li>● 学校からの申請に基づき配置</li> </ul>	4,655回分
介助支援人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小・中学校の特別支援学級に在籍する重度障害のある児童生徒の介助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 派遣委託</li> <li>● 支援教育課及び特別支援教育センターが配置校を選定</li> </ul>	25校 (1校当たり1名配置)
補助指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒の身辺介助 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会計年度任用職員</li> <li>● 学校からの申請に基づき配置</li> </ul>	18人
特別支援教育 サポーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小・中・高等学校の通常学級及び特別支援学級に在籍する発達障害を含む様々な障害のある児童生徒の学習活動上の支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有償ボランティア</li> <li>● 学校からの申請に基づき配置</li> </ul>	22,263回分
特別支援学校 介助員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学校におけるスクールバスの添乗や生活介助 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会計年度任用職員</li> <li>● 学校と協議の上で配置</li> </ul>	29人
スクールバス 添乗員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学校におけるスクールバスの添乗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会計年度任用職員</li> <li>● 学校と協議の上で配置</li> </ul>	24人

## 学校施設・設備の営修繕について

### 1 令和5年度設計工事入札状況

令和5年度学校の設計工事入札件数80件のうち、入札不調件数は次の9件となっています。

件名	入札日及び結果	落札日
田島小学校校舎改修その他その3工事	R5.4.18不調	R6.3.7落札
有馬小学校用務員作業所新築その他工事	R5.6.19不調	—
有馬小学校用務員作業所新築その他工事	(再入札)R5.8.25不調	R6.7.24落札
宮前平中学校校舎増築その他工事	R5.9.1不調	R6.4.1落札
中原中学校直結給水化改修工事	R5.9.8不調	R6.2.21落札
小杉小学校ほか1校教室等改修工事	R5.9.15不調	R5.11.22落札
殿町小学校体育館床改修工事	R5.10.27不調	R6.6.7落札
東住吉小学校直結給水化改修工事	R5.11.15不調	R6.2.27落札
中央支援学校大戸分教室校舎増築その他工事	R6.3.4不調	R6.7.3.落札

## 2 臨時休業等の案件について

学校施設・設備の故障等により臨時休業や給食中止の対応を行った案件は、令和5年度は5件、令和6年度は9月3日現在2件となっています。

発生日	学校名	内容	対応
令和5年5月1日	東高津小学校	給水設備の不具合による断水に伴う給食の中止	5月1日の給食を中止
令和5年6月16日	久本小学校	地中埋設給水管から漏水が発生し復旧工事に伴う臨時休業	6月21日を臨時休業
令和5年6月19日	西野川小学校	電気業者の定期点検により電灯変圧器に不具合が判明し、交換工事に伴う臨時休業	6月21日を午前中授業 6月22日を臨時休業
令和5年9月13日	向小学校	給食室内のガス設備の故障によるガス漏れに伴う給食の中止	9月14日の給食を中止
令和6年3月15日	日吉小学校	受変電設備の高圧ケーブル（PASと第1受変電設備間）の絶縁不良による停電に伴う臨時休業	3月15日を臨時休業
令和6年7月4日	日吉小学校	受変電設備の高圧ケーブル（第1と第2受変電設備間）の絶縁不良による停電に伴う臨時休業	7月4日を臨時休業
令和6年9月2日	橘小学校	落雷の影響により給水加圧ポンプが停止したことによる断水に伴う臨時休業	9月2日を臨時休業

### 3 軽易工事について

軽易工事とは、川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年川崎市訓令第8号）において、「予算科目が工事請負費又は需用費に該当する1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のものを除く。）以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。）をいう。」と規定されており、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約できるとされている工事である。

#### （1）事務手続の流れ

①学校から営修繕申請 ⇒ ②業者に参考見積り依頼 ⇒ ③申請に基づき学校と協議  
（※必要に応じて現地確認） ⇒ ④仕様書の作成 ⇒ ⑤業者の選定 ⇒ ⑥3者見積り依頼  
⇒ ⑦見積り合わせ ⇒ ⑧予算執行伺い ⇒ ⑨業者に軽易工事依頼（請書の受理）

#### （2）営修繕の決算額

過去5年間の学校からの申請に基づく軽易工事の決算額

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	5か年平均
約778,318千円	約874,971千円	約654,305千円	約811,754千円	約654,626千円	約754,795千円

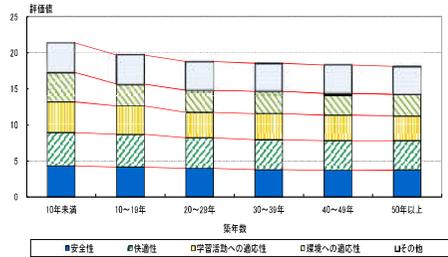
# 学校施設長期保全計画《概要版》（抜粋）

## 現状と課題

本市の学校施設は、非木造施設約130万㎡のうち、築年数が20年以上の施設は、約90万㎡と全体の7割を占めており、老朽化が進んでいます。  
 こうしたストックが偏在している状況の中で高まる改築需要の抑制を図る必要があります。また、新学習指導要領等に基づく多様な学習内容や形態に対応した、高機能かつ多機能な施設環境の整備に加え、防災対策、バリアフリー化、普通教室やトイレ等のこどもたちの学習・生活空間の快適化、環境負荷の低減等の様々な配慮が学校施設には求められています。  
 改修による老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とし、長寿命化の推進による財政支出の縮減と平準化を図るために長期保全計画を策定します。

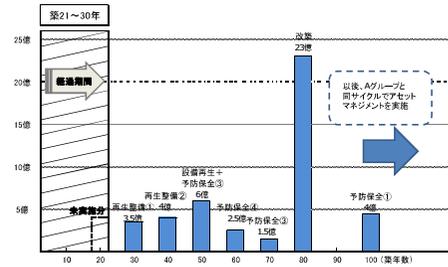
## 長期保全計画に基づく取組内容

- 目標耐用年数：80年に設定します。
- グルーピング：
  - 学校施設評価の結果、築年数が多くなると評価値が低くなることから、平成25年4月1日を基準として校舎と体育館を築年数に応じて3グループに分類します。
  - Aグループ：築20年以下（校舎39校・体育館37校）
  - Bグループ：築21年～30年（校舎36校・体育館90校）
  - Cグループ：築31年以上（校舎98校・体育館48校）
- グループごとの今後の整備実施時期及び整備メニュー



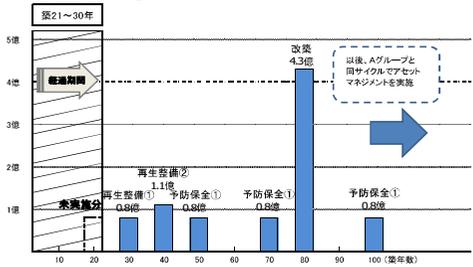
## Bグループ

【校舎】  
 ※費用は6,000㎡を想定



- 再生整備①：防水・外壁補修、トイレ改修、エレベータ設置、蓄電機能付太陽光発電設備等
  - 再生整備②：内装改修、断熱化等
  - 設備再生：給排水設備・受変電設備改修等
  - 予防保全③：防水・外壁補修、蓄電機能付太陽光発電設備等
  - 予防保全④：内装・電気設備補修等
- ※過年度未実施分の整備については、劣化度合いに応じて、営繕により対応します。

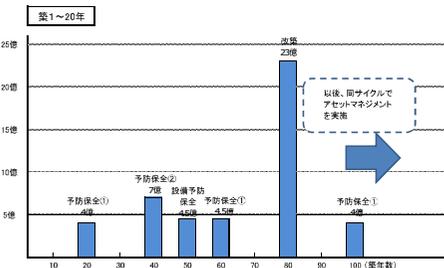
【体育館】  
 ※費用は改修800㎡、改築1,000㎡を想定



- 再生整備①：屋根・外壁補修、照明改修等
  - 再生整備②：内装改修、断熱化、太陽熱利用システム等
  - 予防保全①：屋根・外壁補修、照明改修等
- ※過年度未実施分の整備については、劣化度合いに応じて、営繕により対応します。

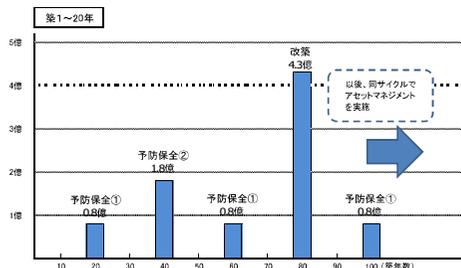
## Aグループ

【校舎】  
 ※費用は6,000㎡を想定



- 予防保全①：防水・外壁・内装・電気設備補修、エレベータ改修等
- 予防保全②：防水・外壁補修、内装改修、トイレ・エレベータ改修、断熱化、蓄電機能付太陽光発電設備等
- 設備再生：給排水設備・受変電設備改修等

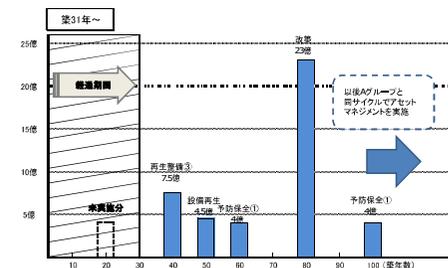
【体育館】  
 ※費用は改修800㎡、改築1,000㎡を想定



- 予防保全①：屋根・外壁補修、照明改修等
- 予防保全②：屋根・外壁補修、内装改修、照明改修、断熱化、太陽熱利用システム等

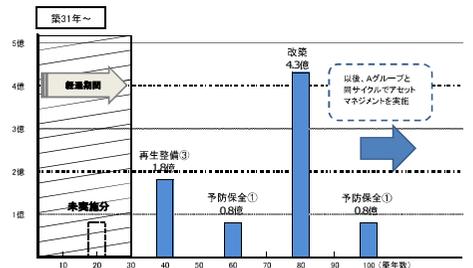
## Cグループ

【校舎】  
 ※費用は6,000㎡を想定



- 再生整備③：防水・外壁補修、トイレ改修、エレベータ設置、内装改修、断熱化、蓄電機能付太陽光発電設備等
- 設備再生：給排水設備・受変電設備改修等
- 予防保全①：防水・外壁・内装・電気設備補修、エレベータ改修等

【体育館】  
 ※費用は改修800㎡、改築1,000㎡を想定



- 予防保全①：屋根・外壁補修、照明改修等
  - 再生整備③：屋根・外壁補修、内装改修、照明改修、断熱化、太陽熱利用システム等
- ※過年度未実施分の整備については、築後30年以上経過していることから、劣化度合いに応じて、計画的に内外装改修工事等を再生整備の前に実施します。

※過年度未実施分の整備については、築後30年以上経過していることから、劣化度合いに応じて、計画的に内外装改修工事等を再生整備の前に実施します。

### ○学校施設環境改善交付金

[交付金の趣旨] 公立学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、地震等の災害発生時には地域の避難所としての役割も果し、その安全性を確保することは極めて重要であることから、地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付するものです。

[交付額の算定] 交付金の金額の算定は、地方公共団体が作成する施設整備計画に記載された事業について、事業ごとに算出した配分基礎額（※）に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ないほうの額の総和に事務費を加えた額を予算の範囲内で交付します。  
（※配分基礎額…配分面積×配分単価）

#### 主な事業の算定割合

事業名	算定割合（原則）	事業の内容
大規模改造	1 / 3 ※財政力指数が1.00を超える都道府県または市町村の設置するものにあつては2 / 7	既存の学校建物の大規模改修（内部環境改善（断熱改修、内装木質化等）、トイレ改修、空調設置、バリアフリー化、防犯対策等） ※以下に掲げる事業の算定割合は1 / 2 ・バリアフリー化 ・体育館への空調の新設及び併せて実施する断熱性確保工事、不審者侵入防止対策（防犯対策）（令和7年度まで）
長寿命化改良	1 / 3	構造体の劣化対策を要する建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修
防災機能強化	1 / 3	避難所として必要な学校施設の防災機能強化 （非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備等）
学校給食施設	1 / 2（新增築） 1 / 3（改築）	学校給食の開設および学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備

[根拠法等] 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第12条  
学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年4月1日付け23文科施第3号）

# 公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和7年度要求・要望額

2,048億円  
+ 事項要求

**資料 9**

（前年度予算額

683億円）

文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

## ① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

## ② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

## ③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

激甚化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての防災機能強化



バリアフリートイレの整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設のZEB化



## 具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ(1/3→1/2)の時限延長(令和11年度まで)
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長(令和11年度まで)

単価改定

標準仕様の抜本の見直しや物価変動の反映等による増  
**対前年度比 +19.6%**  
 小中学校校舎（鉄筋コンクリート造の場合）  
 R6:296,000円/㎡ ⇒ R7:354,100円/㎡

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

(抜粋)

令和7年度

国の予算編成に対する要請書

(文部科学省)

令和6年6月

川崎市

# 学校及び保育所における医療的ケア児支援の充実について

【こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 学校における医療的ケア看護職員等配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を関係法令において公立学校における教職員定数に位置付けるなど、看護師の安定的な配置に向けた必要な措置を講ずること。
- 2 医療的ケア児の通学支援に向け、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。
- 3 保育所における医療的ケア児受入れのための場の拡充や環境整備に必要な財政措置を講ずること。

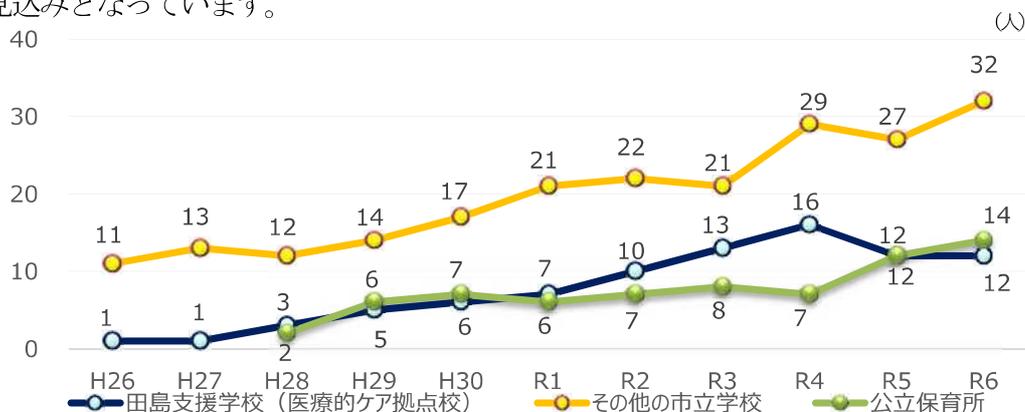
## ■ 要請の背景

- 医療技術の進歩に伴って医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化する中で、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、令和3（2021）年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「法」という。）が施行されました。法においては、国や地方公共団体の責務等が規定されており、各地方自治体における主体的な取組が求められております。
- 本市においては、市立学校に在籍する医療的ケア児は、特別支援学校のみならず、小・中学校においても増加傾向にあるとともに、人工呼吸器による呼吸管理等の高度な医療的ケアを要する児童生徒も増加しております。
- また、医療的ケア児の保育所等への入所相談の件数や、本市保育所における医療的ケア児の受入人数は増加傾向にあり、一人ひとりのニーズに応じた対応が必要となっているところです。
- 国においても、学校における看護師の配置に対する支援や保育所における看護師の配置及び保育環境の向上等に対する支援など、様々な支援を実施しているところですが、法の趣旨に基づき、学校及び保育所において、医療的ケア児の増加等に適切に対応していくためには、国における支援を更に充実させる必要があります。

# 1 川崎市における状況

市立学校に在籍する医療的ケア児は増加傾向にあり、特別支援学校のみならず、その他の市立学校においても増加しています。

保育所においても、医療的ケア児の保育所等への入所相談の件数は増加傾向にあり、令和5年度から公立保育所全園での受入れを開始したと併せて、今後も受入児童生徒は増加を続ける見込みとなっています。



## 2 学校における医療的ケア児支援の状況 (令和6年度予算ベース)

### (1) 学校における医療的ケア対応 (千円)

人員配置	対応
常勤6名	他の定数を自立活動教員(看護師)に振り替えて対応している状況

**要請事項1**  
教職員定数の位置づけを!

人員配置	必要額	国庫補助※	市負担
非常勤10名	22,823	7,607	15,216
派遣委託 約45名	81,656	27,219	54,437

**要請事項1**  
財政支援の拡充を!  
(補助率1/3の引上げ)

### (2) 通学支援 (本市ではスクールバスによる登下校の通学支援を実施) (千円)

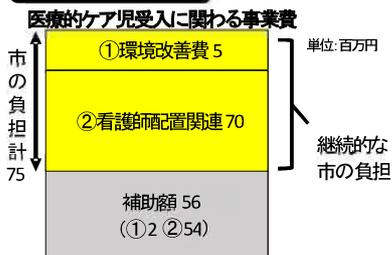
対応	必要額	国庫補助※	市負担
同乗看護師委託 (2,136時間)	28,196	9,398	18,798
バス委託(バス 3台+運転)	26,400	0	26,400

**要請事項2**  
バスの調達・運行を対象とした補助がないため、  
地域の実情に応じた財政措置を!

※教育支援体制整備事業費補助金(補助率1/3)

## 3 保育所における医療的ケア児支援の充実について

### 要請事項3



医療的ケア児の受入れの促進は急務であるが、環境整備や人的配置に対する継続的な経費を要することから、保育対策等総合支援事業費補助金についてさらなる拡充を図ることが必要

この要請文の担当課/要請1・2 教育委員会事務局学校教育課 TEL 044-200-2549  
要請3 子ども未来局保育・子育て推進部 TEL 044-200-2609

# 安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

## ■ 要請事項

- 1 実勢価格を踏まえ、計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。
- 2 大規模改造（質的整備）に関する上限額の引上げを図ること。
- 3 教室不足を効果的に解消するため、補助制度の拡充を図ること。
- 4 物価高騰や労務単価上昇等に起因する入札不調に伴う事業年度変更に係る国庫補助の再計上について柔軟な対応を図ること。

## ■ 要請の背景

- 補助単価の見直しは実施されているものの、昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇の影響などもあり、依然として現行の補助単価と実際の工事費に乖離があり、大きな負担となっています。また、補正予算等による措置のため、入札不調等により工期延長があった場合、再度の繰越措置を図ることは困難であり、市負担が増大するリスクがあります。
- 本市では、平成20年度から平成21年度までにかけて一斉整備した空調設備が一斉に更新時期を迎え、今後、令和7年度から令和10年度までの4年間で更新整備を実施する予定です。補助対象事業費の上限額が令和4年度から引下げられたため、大規模校を単年度で整備した場合、所要額に見合う十分な補助を受けることができない状況にあります。
- 児童生徒数が増加傾向にある本市では、保有教室に余裕のある学校が少なく、教室の転用や増築が必要となります。短期間での整備にはリース方式も有効な整備手法ですが、現在の制度では、補助を活用できないこととなっています。
- 昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇、災害復旧工事等の需給逼迫に伴う資材不足や人材不足の影響のため、入札不調が増えており、学校施設に関する工事入札についても、不調件数が、令和3年度4件、令和4年度6件、令和5年度は9件となっており、不調件数及び全体に占める不調件数の割合は年々増加しています。入札不調による工事スケジュールの見直しのために事業年度が変更となる場合があり、国庫補助の再計上について柔軟な対応が必要となっています。

## 年度別の計画事業量と採択状況

(単位:千円)

年度	計画事業費	交付決定額	(予算区分)		採択率	補正率
			当該年度 当初予算	前年度 補正予算等		
			A	B		
R4	1,733,441	1,845,506	0	1,845,506	106.5%	100.0%
R5	929,487	1,000,927	0	1,000,927	107.7%	100.0%
R6	1,973,123	2,169,594	0	2,169,594	110.0%	100.0%

※補正率: 交付決定額のうち、補正予算などの前年度予算により措置された割合

前年度予算による措置は、年度内に工事完了が困難な場合、補助を活用できないリスクがある。

→ 実勢価格との乖離解消と併せ、柔軟な工期設定を可能とするためには、当初予算による措置が必要

## 大規模改造（質的整備）に関する上限額の引上げ

工事種別		～R3	R4～R6
大規模改造（質的整備）			
空調設置	上限額	200,000	70,000
	下限額	4,000	4,000

空調設備一斉更新 (R7～R10)

国庫補助額	約34.5億円	→	約26.6億円
負担増			約7.9億円

上限額が令和4年度から引下げられたため、補助目的に沿った十分な補助を受けることができない。

空調設備一斉更新 (R7～R10)

国庫補助額 約34.5億円 ⇒ 約26.6億円

負担増: 約7.9億円

→ 空調設備の更新整備にも十分対応可能となるよう上限額の引上げが必要

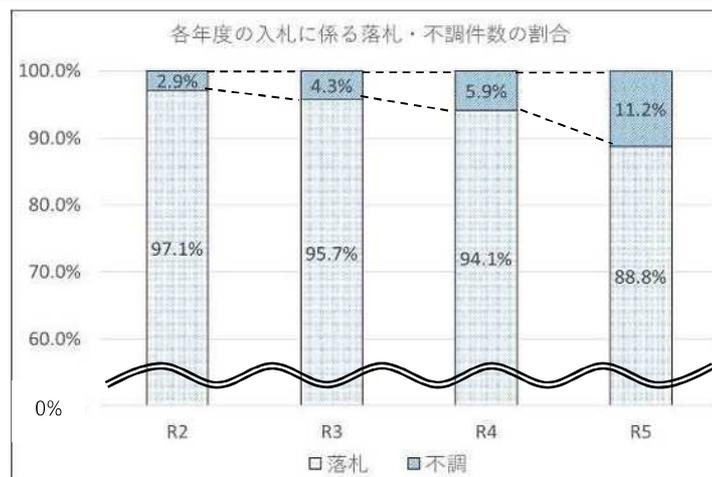
## 補助制度の拡充

リース方式について、現在の制度では補助を活用できない。

→ 教室不足に対応するための有効な手段であるリース方式についても補助金の活用が可能となるよう制度の拡充が必要

## 川崎市立学校に関する工事入札件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不調	3	4	6	9
落札	102	88	95	71
合計件数	105	92	101	80



物価高騰や労務単価上昇等に起因する入札不調によって工事スケジュールが見直しとなり、事業年度が変更となると、国庫補助が活用できなくなる場合がある。

→ 入札不調に伴う事業年度変更に係る国庫補助の再計上について柔軟な対応が必要

この要請文の担当課/教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271

# 教職員定数の改善と教育人材の確保について

【文部科学省】

## ■ 要請事項

- 1 小学校における教科担任制について、教員の負担軽減をさらに進めるため、更なる加配の拡充や基礎定数化する等の定数改善を行うこと。
- 2 支援を必要とする多様な児童生徒に対応するため、コーディネーターを担う教員の全校配置が可能となるよう基礎定数化、さらに、特別支援学級の学級編制の標準を特別支援学校と同等とする等の定数改善を行うこと。
- 3 年度の途中において産育休を取得する教員の代替教員を年度の当初から前倒して任用する場合の定数の対象範囲を拡大すること、また、代替として正規教職員を配置する場合についても国庫負担の対象とすること。
- 4 将来を見据えた採用計画とするため、中学校における35人学級化について、早期に決定するとともに、教育人材の確保が困難な状況が続いていることを踏まえ、教員を志し、将来の学校教育を担う人材を増やすための効果的な施策を実施すること。

## ■ 要請の背景

- 義務教育9年間を見通した指導体制の確立や、小学校教員の持ちコマ数の軽減に資する教科担任制の効果を見据え、既存加配定数の振替によらない更なる拡充を行う必要があります。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加や障害の重度化、いじめや不登校、日本語指導を必要とする児童生徒への対応等支援を必要とするニーズの多様化を踏まえ、これらに対応してコーディネートする専門教員の配置が不可欠です。
- 代替教員の確保は年度の後半ほど困難であり、これらの人材を早期に確保する必要があります。また、代替教員の確保が困難なことから、義務標準法を超える正規教員を採用し、産育休等の代替として配置する等の工夫も必要となります。
- 一方、教員の人材不足は極めて厳しい状況にあることから、将来の学校教育を担う人材を増やすため、国において効果的な施策が実施される必要があります。

## ■ 本市における支援を必要とする児童生徒数の状況

(1) 日本語指導を必要とする児童生徒数の推移 (人)

年度	小学校	中学校	合計
元年度	441	150	591
2年度	520	167	687
3年度	637	154	791
4年度	733	147	880
5年度	915	169	1,084

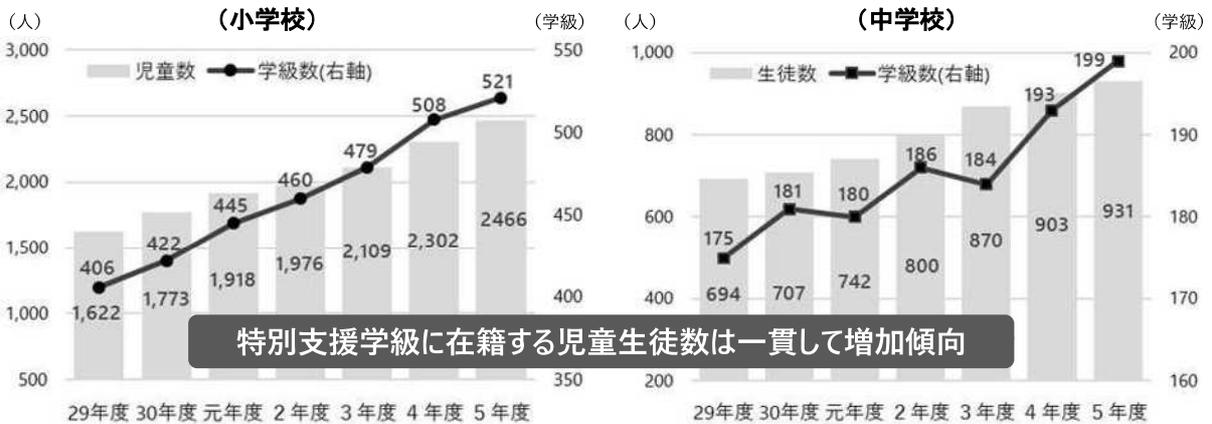
4年間で約1.8倍

(2) いじめ認知件数の推移 (人)

年度	小学校	中学校	合計
29年度	1,923	253	2,176
30年度	2,973	263	3,236
元年度	4,027	349	4,376
2年度	3,688	260	3,948
3年度	4,056	275	4,331
4年度	4,614	318	4,932

平成29年度の約2.3倍

(3) 特別支援学級在籍者数及び学級数の推移



## ■ 令和5年度の月別産育休取得者数の状況 (小・中学校)

年度\産休等始期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	17	27	15	8	15	12	12	10	7	14	9	14	160
小学校	9	21	13	6	10	10	8	7	6	11	7	9	117
中学校	8	6	2	2	5	2	4	3	1	3	2	5	43

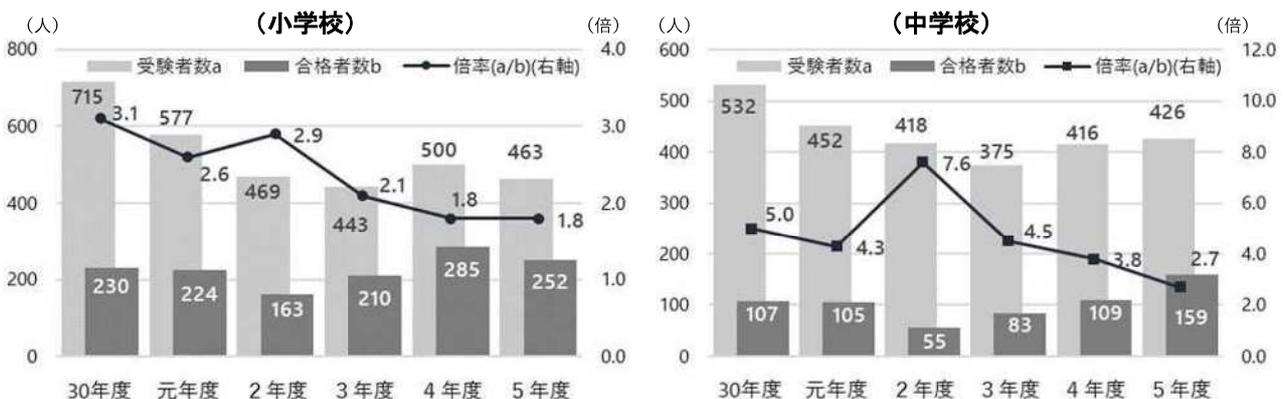
任用事由は通年で常に発生するが代替教員が不足



正規教員を代替として充てた場合も補助対象に

## ■ 本市における教員採用試験実施状況

特に小学校において人材確保が困難



(抜粋)

令和7年度

国の施策及び予算に関する提案

令和6年7月

指定都市

## 7 持続可能な学校体制づくり

- (1) 教職員の働き方改革に資する一層の財政措置を講ずること。
- (2) 教職員定数及び加配措置の更なる充実を図ること。
- (3) スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）などの専門職を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。
- (4) 育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、算定基礎定数に含め、国庫負担金の対象とすること。

### 【要請の背景】

- (1) 中央教育審議会の質の高い教師の確保特別部会が令和6年5月13日にまとめた『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）において、学校における働き方改革の更なる加速化や教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実などの方策が必要であると示されたところである。  
教師不足の解消には教職調整額の見直しや管理職手当等の引上げ、新たな手当の創出など実態に即した制度改正を行うべきである。また、臨時的任用教員の処遇改善を図るとともに、部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等について、配置拡大や補助基準額の引上げなど、教職員の負担軽減・働き方改革の推進に係る取組を各自治体が確実に進められるよう、一層の財政措置を講ずるべきである。
- (2) 教職員定数の更なる改善策として、対象教科を拡大するなど小学校での教科担任制を恒常的に実施できる体制整備を行うべきである。また、特別支援学校や特別支援学級については、よりきめ細かな教育を推進していけるよう、定数配置基準の見直しを行うべきである。さらに、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の拡充のため、新たに理学療法士や医療的ケア看護職員など専門職にかかる定数措置、養護教諭の全校複数配置、いじめや不登校対応に係る加配定数の拡充などを講ずるべきである。
- (3) いじめへの対応や不登校児童生徒の支援等をより丁寧に行う上では、常勤のSCやSSWなどの専門職は不可欠であるため、教職員定数として算定し国庫負担金の対象として位置付けるべきである。
- (4) 育児休業者の代替に正規教職員を充てることは教職員の働きやすい環境づくりに資するため、これを算定基礎定数に含め国庫負担金の対象とすべきである。

#### 財政措置

##### の拡充

- ・教職調整額の見直しや管理職手当等の引上げ、新たな手当の創出
- ・臨時的任用教員の処遇改善
- ・部活動指導員や教員業務支援員等の配置拡大や補助基準額の引上げ

#### 教職員定数

##### の充実

- ・対象教科を拡大するなど恒常的な小学校の教科担任制実施に向けた体制整備
- ・特別支援学校や特別支援学級の定数配置基準見直し
- ・専門人材（理学療法士や医療的ケア看護職員等）の配置拡充

#### 国庫負担金

##### の対象拡大

- ・いじめへの対応や不登校児童生徒の支援等をより丁寧に行うため、常勤のSCやSSWを国庫負担金の対象に
- ・育児休業者の代替に正規教職員を配置した際も国庫負担金の対象に

## 持続可能な学校体制づくり

## 9 義務教育施設等の整備促進

- (1) 学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化、脱炭素化の推進など、安全で良好な教育環境を確保し、計画的な学校施設整備推進のために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図り、学校施設環境改善交付金について、地方自治体の要請に応じ、事業年度の当初予算で交付決定すること。
- (2) 老朽化対策としての長寿命化改修、バリアフリー化の推進、照明のLED化、学校施設のZEB化、学校規模の適正化等への柔軟な対応が可能となるよう、補助要件の緩和や高校への補助拡充、補助単価の引上げなど制度の充実を図ること。
- (3) 体育館を含めた学校施設に対し、空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保するとともに、制度の充実を図ること。

### 【要請の背景】

- (1) 安全で良好な教育環境を確保するための学校施設整備推進に必要な事業量に見合う財政措置を講じ、事業採択時期の早期化を図るとともに、学校施設環境改善交付金事業について、事業の円滑な執行のため、次年度への繰り越し等に柔軟に対応できるように、事業年度の当初予算で交付すべきである。
- (2) 老朽化対策としての改築事業や長寿命化改良事業、国の整備目標に係るバリアフリー化、照明のLED化、学校施設のZEB化、学校規模の適正化等で設備更新等の老朽化対策の単体工事を補助対象とする等の補助要件の緩和や屋外教育環境施設整備の補助時限撤廃、補助単価及び補助率の更なる引上げ等の制度の充実及び高校への補助の拡充を図るべきである。
- (3) 空調設備設置事業について、文部科学省が示す公立小中学校施設の防災機能強化対策の中長期目標達成に向け、必要財源を継続的に確保し、地域の実情等に応じた柔軟な対応が可能となるよう、リースを活用した整備に対する補助を創設する等拡充を図るべきである。

#### 地方自治体が抱える義務教育施設整備に関する諸課題

##### ●学校施設の老朽化対策

児童生徒数の急増期に建築された建物の改築・改修の時期が一齐に到来し、改築や長寿命化のための整備需要が激増

##### ●学校施設の防災機能の強化

天井等の非構造部材の耐震化、非常用電源の確保など、避難所として重要な機能を果たす学校施設の防災機能強化

##### ●教育環境の質的な改善

トイレ環境の改善や空調の設置、施設のバリアフリー化など、現代の社会的要請に応じた多様なニーズへの対応  
※避難所機能の強化にも寄与

##### ●地方自治体の負担

設備更新などの老朽化対策が補助対象となっていないことや、補助単価と実際の整備に要する経費に乖離があることによる、地方自治体の負担

#### 文部科学省の公立学校施設整備費予算額の推移

※文部科学省配布資料より



当初予算額は例年と同水準であり、地方自治体が必要とする施設整備事業量に対し国の予算は依然として不足している。

改修により快適になったトイレの例  
(便器の洋式化、床の乾式化、自動水栓の導入)



- ・十分な財源の確保 ・補助単価・補助率の引上げ
- ・更なる制度の充実 ・時限的措置の撤廃

安全で良好な教育環境  
確保のため不可欠

## 請願に対する本市の考え方について

- 請願要旨 1 「行きとどいた教育を実現するために、学級数等によらない教職員の定数改善、少数職種や教員免許を有しない人員の配置増のための予算を確保・拡充すること」について

### (本市の考え方)

はじめに、国では、小学校高学年における教科担任制の導入に伴う専科教員の加配定数の改善が図られており、本市も、これまで積極的に活用してきましたが、義務教育9年間を見通した指導体制の確立や、小学校教員の負担軽減の効果を見据え、基礎定数化等の定数改善が必要であると考えております。

また、いわゆる義務標準法における少数職種である、養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員、学校事務職員の定数改善や、年度途中において産育休を取得する教員の代替教員を前倒して任用する場合の定数改善等も必要と考えております。

次に、本市では、「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組の一つとして、学校の組織力を一層充実させていく取組や、専門的な知見を持って児童生徒に一層効果的な指導・助言が行える専門スタッフの配置などの人員体制の確保を進めております。

今後も、教職員の負担軽減が図られるよう、効果的なスタッフの配置を進めていくほか、行き届いた教育の実現につながる定数の改善等について、様々な機会を通じて、国に要望してまいります。

## ●請願要旨2「子どもたちの安全・安心な教育環境の整備のための予算措置を講じること」について

### (本市の考え方)

入札不調の対応は、整備の遅延や更なる費用負担が生じることから、児童生徒の教育活動に与える影響が大きいものと認識しておりますので、可能な限り影響が少なくなるよう、関係局と連携し、早期の整備に向けた対応や、代替機能の確保に努めるなど、必要な措置を適切に講じてまいります。

また、入札不調の対策として、発注部局では、発注時期の平準化、年度当初の発注予定の公表、適切な工期設定など、受注しやすい環境整備に努めてきたところですが、より実勢に即した予定価格となるよう標準単価の見直し回数を増やす取組を進めております。

さらに、本市では、「学校施設長期保全計画」に基づき、現在、内外装改修、断熱化などの再生整備及び予防保全を築年数等に応じて実施しているところであり、給排水設備、受変電設備及び給食室等の改修につきましては、設備再生を今後実施することを本計画に位置付けているところであり、必要な国庫補助制度の拡充を国に要望してまいります。

### ●請願要旨3 「義務教育費国庫負担制度を堅持すること」について

#### (本市の考え方)

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹をなす、「教育の機会均等の保障」「教育水準の維持向上」「無償制」について、国が責任を持って支える制度とされており、これまで一定の役割を果たしてきたものと考えておりますが、本市といたしましては、都道府県や政令指定都市間において、教育費の水準に著しい格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずることを前提として、国から地方への税源移譲により、地域の実情に応じた、創意と工夫に満ちた教育行政を展開していく必要があると考えております。